

# 被扶養者の異動手続きを忘れずに！

## 春は就職・進学・卒業のシーズンです

今年度も残すところあと一ヶ月となり、就職や進学など、異動の多い時期を迎えました。

ご家族に異動が生じた場合は、被扶養者の認定・取消等の手続が必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続を忘れがちになりますので、下図で被扶養者の異動申告の必要があるか確認のうえ、速やかに手続をお願いします。

### 就職するとき

被扶養者の取消手続が必要ですので、次の書類を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員証（遠隔地被扶養者証）

### 進学するとき

被扶養者が進学等により組合員と別居することとなった場合は、「遠隔地被扶養者証」の交付が受けられます。必要

### 学校を卒業したが就職ができないとき

学校卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかつたため、引き続き組合員の扶養を受ける場合は、次の書類を4月末までに提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員証（遠隔地被扶養者証）

な方は次の書類を提出してください。

- 在学証明書または合格通知書の写し
- 遠隔地被扶養者証交付申請書

入学前の申請も受け付けておりますので、早めに手続をお取りください。

- 組合員証

取消

就職後、速やかに被扶養者申告書、組合員証（遠隔地被扶養者証）を提出してください。

継続認定

4月末までに被扶養者申告書、扶養事実の申立書、診断書または障害者手帳の写しを提出してください。

6月に実施予定の被扶養者の資格調査時に在学証明書を提出してください。

4月末までに被扶養者申告書、扶養事実の申立書を提出してください。

4月末までに被扶養者申告書、組合員証（遠隔地被扶養者証）を提出してください。

取消

YES

就職が決まっている

- ① 卒業したが傷病のため就労できない場合
- ② 引き続いて在学中の場合（大学（院）、専門学校等）
- ③ 上記①、②に該当しない場合

NO

届出不要

平成20年4月から扶養手当の支給対象にならない被扶養者（子）の方はいますか？

### 認定の場合

認定要件を備えた日からとなります。要件を備えた日から30日を過ぎて届出があった場合は、各所属所の共済事務担当課（係）でその届出を受け付けた日からの認定となります。

### 豆知識

### 取消の場合

認定要件を欠いた日が取消日となります。手続が遅滞しさかのぼって認定が取消された場合、共済組合が支払った医療費は返還していただくことになりますのでご注意ください。